

資料 4

森林管理関係について

平成 18 年 3 月 10 日

農 林 水 産 省

【農林水産省】

森林管理関係

【定員純減に向けた検討の方向】

- 非公務員型独立行政法人へ移行すること。

【現時点における検討結果】

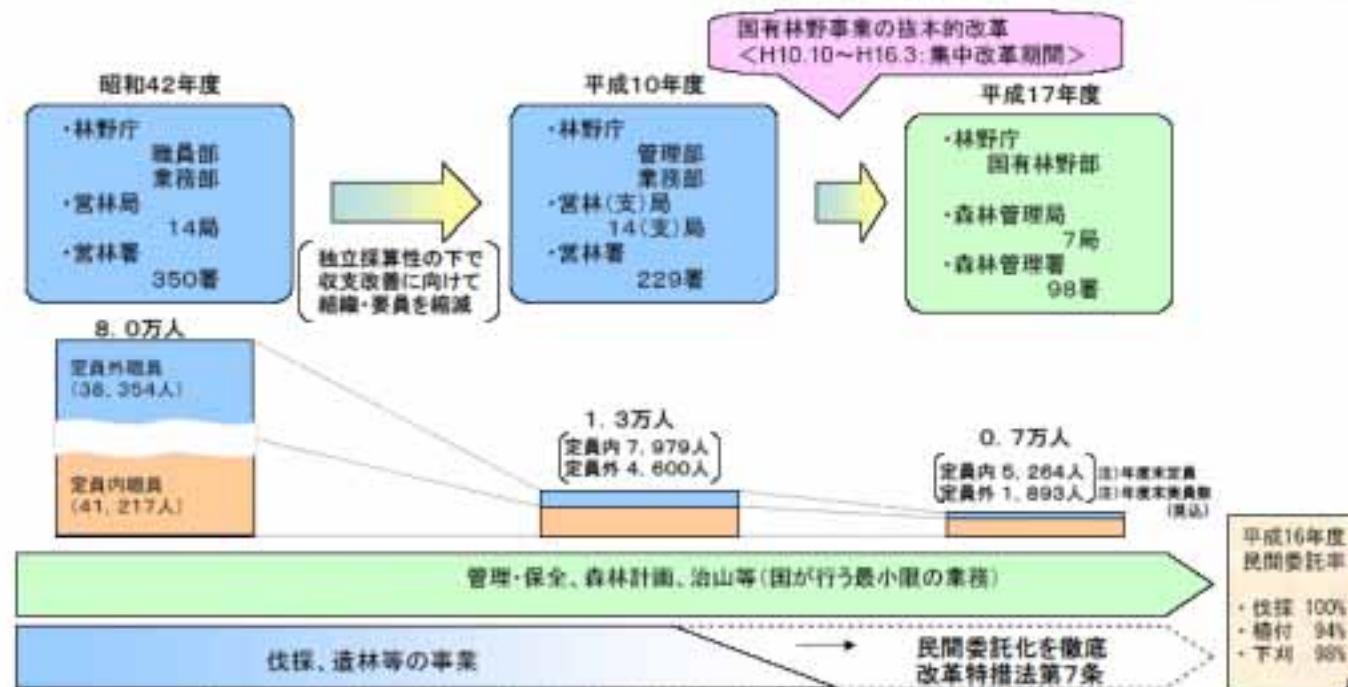
国有林野については、国土保全上重要な脊梁山脈や奥地水源林に広く分布し、その9割を保安林が占め、我が国の安全安心な国土管理の要であり、「水と緑の国民共通の財産」として、国がその管理・保全等に当たることが必要である。

このことを踏まえ、森林管理関係業務の非公務員型独立行政法人化については、行政改革の重要方針に即して、平成19年を目途に措置される「特別会計整理合理化法（仮称）」の枠組みの下で、「平成22年度に国有林野事業特別会計を業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討する」との考え方により、平成22年度において、国有林野事業のうち、森林の整備や木材の販売等の定型的な業務について非公務員型独立行政法人に移行させることを検討する。

I 国有林野事業の業務及び組織・定員の減量・効率化に向けた取組状況

抜本的改革

- 国有林野事業は、目的を従前の木材生産重視の事業から公益的機能重視の行政に転換し、この考え方に基づき、平成10年10月に成立した国有林改革2法の下、①管理経営の基本を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換、②民間委託化の徹底、③組織・要員の徹底した合理化・縮減、④一般会計繰り入れを前提とした特別会計制度への移行などを柱とした抜本的改革を実施。
- この結果、公益的機能発揮に不可欠な管理・保全、森林計画、治山等に必要な経費は、一般会計から繰り入れて（約4,300人相当）、国有林野に関する行政を推進。



II 国有林野事業特別会計の一般会計への統合・独立行政法人化の検討

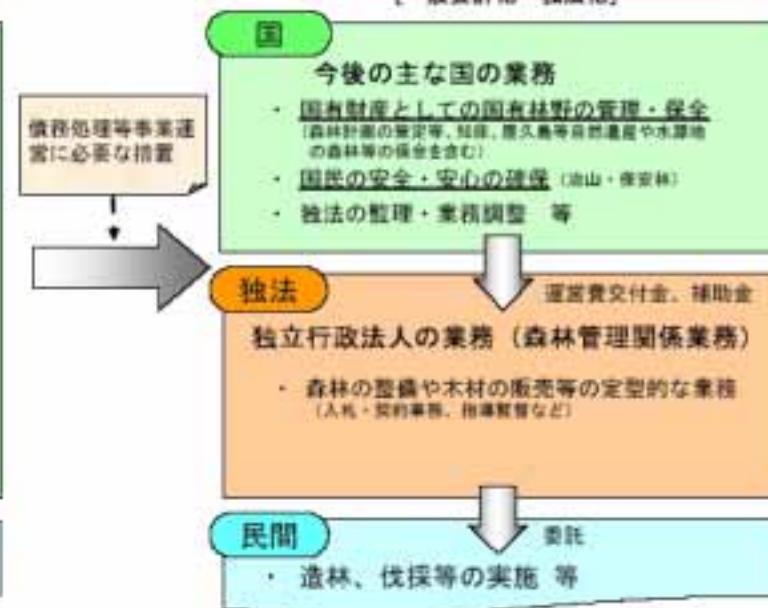
行政改革の重要方針への対応

- 国有林野事業の抜本的改革により、国有林野に関する行政（管理・保全、森林計画、治山事業等）を主体とする業務に特化していることを踏まえ、「行政改革の重要方針」に即して以下のような対応を検討。
- 「行政改革の重要方針」
- 特別会計改革：平成22年度に、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、企業特別会計としての特性及びこれまでの取組み等を踏まえ、その業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討。
 - 賃人代費改革の実行計画等：森林管理関係業務の非公益型独立行政法人化を検討。

【抜本的改革後の現状】



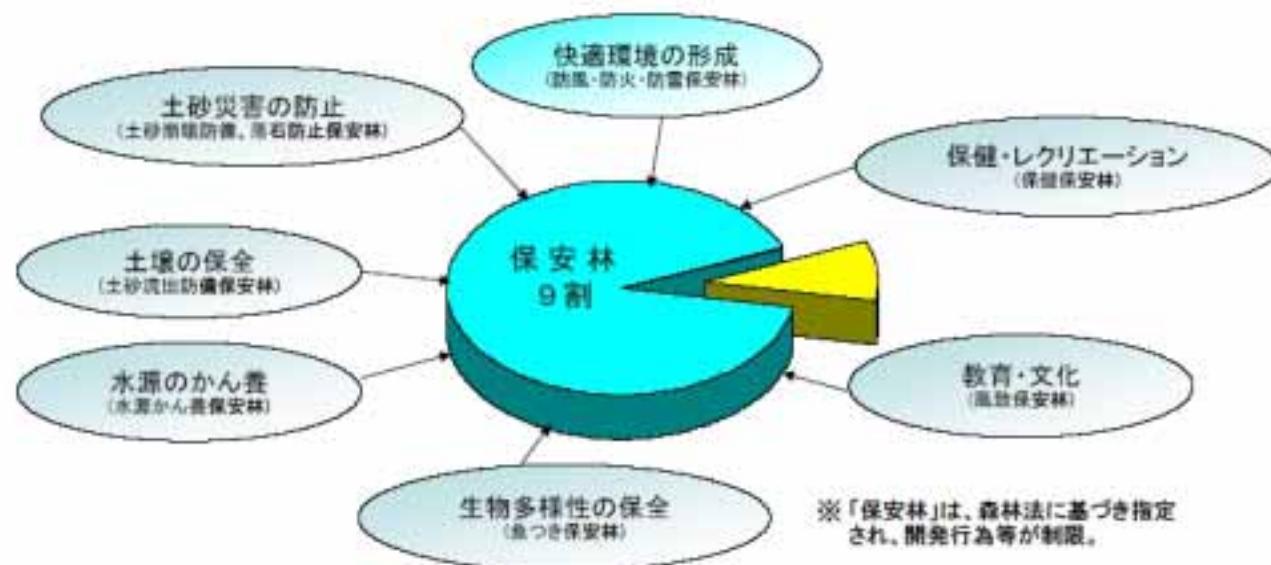
【一般会計化・独法化】



III 国有林野の果たす役割

1. 国有財産としての国有林野の管理・保全

- 国土の2割を占める国有林野は、国土保全上重要な脊梁山脈や奥地水源林に広く分布し、その9割を保安林が占め、安全・安心な国土管理の要。
このため、国有林野は、
 - ・ 国民の生命や財産を脅かす土砂崩れの防止、洪水の緩和や、国民の生活に不可欠な良質な水の供給、
 - ・ 貴重な森林生態系や野生動植物の生息・生育地の保全等の役割を有する「水と緑の国民共通の財産」として、国がその管理・保全等に当たることが必要。



2. 国民の安全・安心の確保

- 国民の安全・安心の確保を目的とする治山治水事業は、森林法、砂防法、河川法の治水三法に基づき、三位一体で国が引き続き責任をもって実施することが必要。
最も上流(国有林野)の備え(治山)を行うことなく、中下流対策の十分な効果は期待できない。

(経緯)

河川法(明治29年)、森林法、砂防法(明治30年)のいわゆる治水三法が制定され、以来、治山治水政策は国が責任をもって実施。

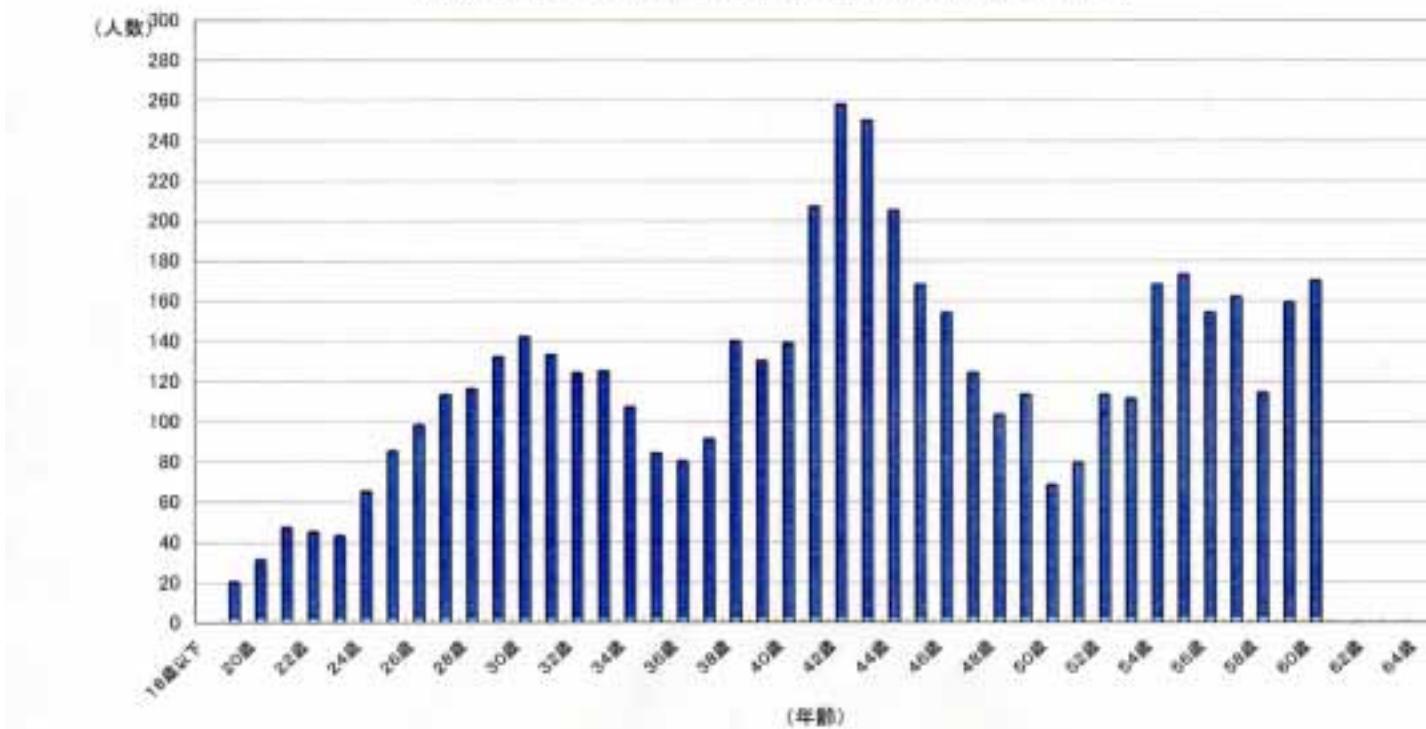


參 考 資 料

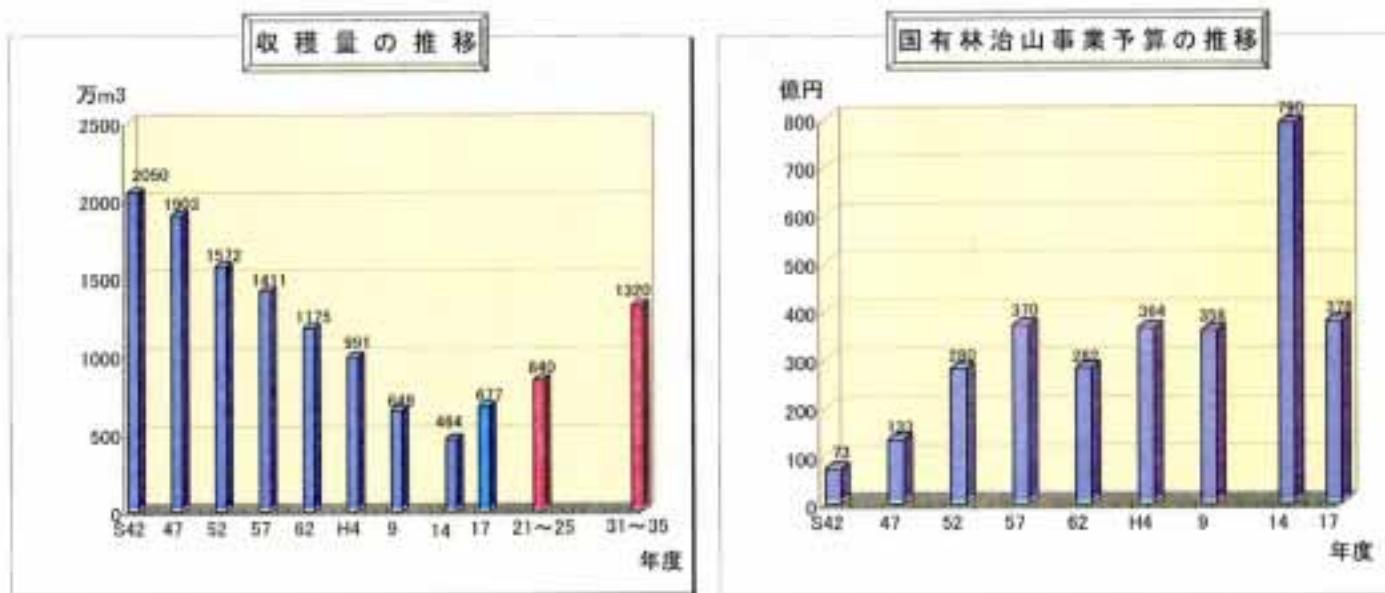
	実員数
18歳以下	
19歳	20
20歳	31
21歳	47
22歳	45
23歳	43
24歳	65
25歳	85
26歳	98
27歳	113
28歳	116
29歳	132
30歳	142
31歳	133
32歳	124
33歳	125
34歳	107
35歳	84
36歳	80
37歳	91
38歳	140
39歳	130
40歳	139
41歳	207
42歳	258
43歳	250
44歳	205
45歳	168
46歳	154
47歳	124
48歳	103
49歳	113
50歳	68
51歳	79
52歳	113
53歳	111
54歳	168
55歳	173
56歳	154
57歳	162
58歳	114
59歳	159
60歳	170
61歳	
62歳	
63歳	
64歳	
計	5,143

府省名	農林水産省
対象事項名	森林管理
年	17年

国有林野事業特別会計
年齢別人員分布図(平成17年4月1日現在、18年4月1日現在年齢) 5,143名



○ 国有林野事業における主要業務指標



注1)平成17年度の値は、予算ベースの見込数値。

注2)平成21～25年度、31～35年度の収穫量は、「資源基本計画」における森林整備推進の考え方を踏まえた見込数値(年度平均)である。

注)見寄等による積定予算を含めた最終予算額である。

○ 主要諸外国の国有林等の管理

国	森林面積 (百万ha)	区分	割合	国有林等の特徴	国有林等管理の行政機関	その他
日本	25 (森林率)	国有林 公有林 私有林	31% 11% 58%	国土の2割を占め、脊梁山地、奥地水源地域に広く分布し、約9割が国土保全、水源かん養などの公益的機能発揮に重要な保安林	農林水産省林野庁の森林管理局・署が管理	一般会計繰入を前提とする特別会計。職員は公務員
アメリカ	296 (森林率)	連邦有林 公有林 私有林	20% 17% 63%	私有林に比べ生産性が低い、アクセスが悪い、傾斜が急である等の特徴。水源かん養等の重要性が高い。木材生産量に占める連邦有林の割合は1割未満	USDA Forest Service(農務省森林局)の森林管理局・署が国有林管理と民有林行政を実施	一般会計と特別会計が混在。職員は公務員
カナダ <small>ブリティッシュコロンビア州</small>	61 (森林率)	州有林 連邦有林 私有林	95% 1% 4%	州有林の約5割が生産林。州の主要な産業である木材関連産業の振興に寄与(カナダでは、天然資源は基本的に州に帰属)	Ministry of Forest(州森林省)の森林管理局・署が民間企業への伐採権売却などを含めて管理	州の一般会計。職員は公務員
イギリス	2 (森林率)	国有林 私有林	30% 70%	多くは第2次大戦後、戦略的观点から木材備蓄のため、国自ら土地を買い上げ造成。約8割が40年生以下。	環境・食糧・農村地域省環境局の林業委員会下のForest Enterprise Agency(国有林事業部)が管理	一般会計と林業基金、職員は公務員
フランス	14 (森林率)	国有林 公有林 私有林	10% 16% 74%	旧王室財産。公益的機能を重視しつつ、林業・木材産業の発展を通じた地域振興に寄与、近年は赤字経営。	農業・農村開発省農村及び森林整備局下のOffice National des Forêts(森林公社)が公有林と併せて管理	林地は国が所有、公社に賃分権はない。一般会計の補填有り。職員は公務員他

注:主要諸外国の国有林等の特徴等については、「諸外国の森林・林業(日本林業調査会)」による。